

懲戒処分の公表について

この度、当公社職員の非違行為が発生いたしました。
コンプライアンスの浸透と職場内のコミュニケーションの強化を図り、再発防止に努めてまいります。

一般財団法人札幌市交通事業振興公社
理事長 芝井 静男

・令和8年9月10日懲戒処分を行いました。

発生年月日	所属	職	年齢	事実概要	処分内容	処分年月日
令和7年10月25日 令和7年11月11日	駅管理部	主任	40歳代	部下職員に対してハラスメントに該当する言動を行った。 また、本件に係る周囲への不適切な共有によって職場の秩序を乱した。	懲戒処分 戒告	令和8年9月10日
		係長	40歳代	部下職員がハラスメント行為を行うに至ったという 事実を鑑み、管理監督者として当該職員への指導に遺漏があった。	警告措置 注意	

総務企画部 成田 011-251-0821